

九 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(低価法における低価の事実の判定の単位)</p> <p>5 - 2 - 11令第 29 条第 1 項((<u>棚卸資産</u>の評価方法の選定単位))</p> <p>(評価方法の選定単位の細分)</p> <p>5 - 2 - 14令第 29 条第 1 項((<u>棚卸資産</u>の評価の方法の選定単位))</p> <p>(注)</p> <p>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p>5 - 2 - 15令第 30 条第 2 項((<u>棚卸資産</u>の評価の方法の変更手続))</p> <p>(注)</p>	<p>(低価法における低価の事実の判定の単位)</p> <p>5 - 2 - 11令第 29 条第 1 項((<u>たな卸資産</u>の評価方法の選定単位))</p> <p>(評価方法の選定単位の細分)</p> <p>5 - 2 - 14令第 29 条第 1 項((<u>たな卸資産</u>の評価の方法の選定単位))</p> <p>(注)</p> <p>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p>5 - 2 - 15令第 30 条第 2 項((<u>たな卸資産</u>の評価の方法の変更手続))</p> <p>(注)</p>

十 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(研究開発のためのソフトウェア)</p> <p>6 - 1 - 11 (注)<u>耐用年数省令第 2 条第 2 号</u>.....<u>耐用年数省令別表第六</u>.....</p>	<p>(研究開発のためのソフトウェア)</p> <p>6 - 1 - 11 (注)<u>耐用年数省令第 2 条第 4 号</u>.....<u>耐用年数省令別表第八</u>.....</p>

十一 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>6 - 2 - 2</p> <p>.....連結法人が減価償却資産の種類ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定した場合には、これを認める。<u>この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分)とし、機械及び装置の種類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成 20 年財務省令第 32 号)による改正前の耐用年数省令(以下この章において「旧耐用年数省令」という。)に定める設備の種類の区分とする。</u></p>	<p>(特別な償却の方法の選定単位)</p> <p>6 - 2 - 2</p> <p>.....連結法人が減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類)の区分)ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定した場合には、これを認める。</p>

十二 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>6 - 3 - 29 令第 155 条の 6 ((個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第 57 条第 1 項(耐用年数の短縮))の規定は、減価償却資産の種類ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。<u>この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分)とし、機械及び装置の種類は、旧耐用年数省令に定める設備の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分)とする。</u></p>	<p>(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)</p> <p>6 - 3 - 29 令第 155 条の 6 ((個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第 57 条第 1 項(耐用年数の短縮))の規定は、減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類)の区分)ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。<u>ただし、次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次によることができる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ただし、次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次によることができる。</u></p> <p>..... 2以上の工場に同一の設備の種類.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)1 2以上の工場に同一の設備の種類.....</p> <p>2</p> <p>(機械及び装置の使用可能期間の算定)</p> <p>6 - 3 - 31</p> <p>.....旧耐用年数省令に定められている設備の種類.....当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数.....</p> <p><u>規則第 37 条の規定により準用される規則第 18 条第 1 項第 2 号(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。</u></p> <p>(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)</p> <p>6 - 3 - 33</p> <p>.....短縮した耐用年数により償却を行うときには、<u>令第 155 条の 6 ((個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用))の規定により読み替えて準用される令第 57 条第 7 項(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新)に該当するときを除き、改めて同条第 1 項(耐用年数の短縮))の規定による国税局長の承認を受けることに留意する。</u></p>	<p>..... 2以上の工場に同一の種類.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)1 2以上の工場に同一の種類.....</p> <p>2</p> <p>(機械及び装置の使用可能期間の算定)</p> <p>6 - 3 - 31</p> <p>.....設備の種類.....当該機械及び装置の法定耐用年数の基礎となった個別年数.....</p> <p>(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)</p> <p>6 - 3 - 33</p> <p>.....短縮した耐用年数により償却を行うときには、改めて<u>令第 57 条第 1 項(耐用年数の短縮)</u>の規定による国税局長の承認を受けることに留意する。</p>

(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新に含まれる資産の取得等)

6 - 3 - 34 規則第 37 条(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により準用される規則第 18 条第 1 項第 2 号(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)に規定する「これに代わる新たな資産(……)と取り替えた場合」には、規則第 37 条の規定により準用される規則第 16 条第 1 号(構成が著しく異なる場合の耐用年数の短縮)に掲げる事由又はこれに準ずる事由により承認を受けた短縮特例承認資産について、次に掲げる事実が生じた場合が含まれるものとする。

— 当該短縮特例承認資産の一部の資産を除却することなく、当該短縮特例承認資産に属することとなる資産(その購入の代価又はその建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額が当該短縮特例承認資産の取得価額の 10% 相当額を超えるものを除く。)を新たに取得したこと。

— 当該短縮特例承認資産に属することとなる資産を新たに取得することなく、当該短縮特例承認資産の一部の資産を除却したこと。

(注) 本文の取扱いの適用を受ける資産についての令第 155 条の 6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により読み替えて準用される令第 57 条第 7 項(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新)に規定する届出書の提出は、当該資産を新たに取得した日又は当該一部の資産を除却した日の属する連結事業年度に係る申告書の提出期限までに行うこととなる。

(新 設)

十三 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
<p>(改定耐用年数が 100 年を超える場合の旧定率法の償却限度額)</p> <p>6 - 4 - 1</p> <p>.....<u>耐用年数省令別表第七</u>.....</p>	<p>(改定耐用年数が 100 年を超える場合の旧定率法の償却限度額)</p> <p>6 - 4 - 1</p> <p>.....<u>耐用年数省令別表第九</u>.....</p>
(廃 止)	<p>(<u>連結事業年度が 1 年に満たない場合の償却限度額の計算の特例</u>)</p> <p>6 - 4 - 2 の 3 <u>減価償却資産の償却の方法につき定率法を採用している連結法人の連結事業年度が 1 年に満たない場合において、当該連結事業年度(以下 6 - 4 - 2 の 3 において「適用年度」という。)開始の時にあって有する減価償却資産の償却限度額の計算について、次によっているときは、これを認める。</u></p> <p>— <u>耐用年数が 2 年である減価償却資産の帳簿価額を当該減価償却資産の取得価額によって計算すること。</u></p> <p>— <u>当該適用年度開始の時にあける当該減価償却資産(に該当するものを除く。)の帳簿価額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価額によって計算すること。</u></p> <p>イ <u>当該適用年度が取得日基準期間内に終了する連結事業年度(取得の日の属する連結事業年度を除く。)である場合 当該減価償却資産の取得価額</u></p> <p>ロ <u>当該適用年度が取得応当日基準期間内に終了する連結事業年度(応当日の属する連結事業年度を除く。)である場合 当該応当日の属する連結事業年度開始の時にあける当該減価償却資産の帳簿価額</u></p> <p>(注)1 <u>「取得日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日の属する連結事業年度開始の日から同日以後 1 年を経過した日の前日までの期間をいう。</u></p> <p>2 <u>「取得応当日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日に対応する応当日の属する連結事業年度開始の日から同日以後 1 年を経過した</u></p>

<p>(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>6 - 4 - 4</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1<u>規則第 19 条</u>.....</p> <p>2</p> <p>(増加償却の適用単位)</p> <p>6 - 4 - 6</p> <p>.....<u>旧耐用年数省令</u>..... 2 以上の工場に同一の設備の種 類.....</p> <p>(注) 2 以上の工場に同一の<u>設備の種類</u>.....</p>	<p><u>日の前日までの期間をいう。この場合の「応当日」とは、年における取得の日に対応する他の年における取得の日と同じ位置を占める日をいう。ただし、取得の日が2月 29 日であり、かつ、その年に対応する日がない場合には、当該応当日は2月 28 日とする。</u></p> <p>(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>6 - 4 - 4</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1<u>規則第 18 条</u>.....</p> <p>2</p> <p>(増加償却の適用単位)</p> <p>6 - 4 - 6</p> <p>.....<u>耐用年数省令</u>..... 2 以上の工場に同一の<u>種類</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 2 以上の工場に同一の<u>種類</u>.....</p>
---	--

十四 除却損失等

改 正 後	改 正 前
<p>(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)</p> <p>6 - 7 - 5</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>.....「<u>同上算定基礎年数</u>」を基礎として見積もられる耐用年数</p>	<p>(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)</p> <p>6 - 7 - 5</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>.....「<u>同上算定基礎年数</u>」をいい、構築物については昭和 45</p>

改 正 後	改 正 前
<p>により、構築物については昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4 - 25 ほか 1 課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」通達付表 3 又は付表 4 に定める個別耐用年数による。ただし、<u>その除却等に係る個々の資産がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる耐用年数とする。</u></p> <p>.....</p> <p>(個別償却資産の除却価額)</p> <p>6 - 7 - 7</p> <p>.....<u>規則第 19 条第 1 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>年 5 月 25 日付直法 4 - 25 ほか 1 課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」通達付表 3 又は付表 4 に定める個別耐用年数をいう。ただし、<u>個々の資産の個別耐用年数がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積られる耐用年数とする。</u></p> <p>.....</p> <p>(個別償却資産の除却価額)</p> <p>6 - 7 - 7</p> <p>.....<u>規則第 18 条</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>

十五 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p><u>(代表権を有しない理事)</u></p> <p>8 - 2 - 2 の 2 <u>会社法第 2 条第 7 号(定義)に規定する取締役会設置会社以外の株式会社の取締役が定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めたことにより代表権を有しないこととされている場合には、当該取締役は令第 71 条第 1 項各号(使用人兼務役員とされない役員)に掲げる役員のうち同項第 1 号に掲げる者には該当しな</u></p>	<p>(新 設)</p>

いことに留意する。

株式会社以外の連結法人の理事等で同様の事情にある者についても、同様とする。

十六 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>8 - 4 - 9 日本中央競馬会等のように全額政府出資により設立された法人又は日本下水道事業団等のように地方公共団体の全額出資により設立された法人に対する寄附金は、法第 81 条の 6 第 3 項(連結事業年度における指定寄附金等)に規定する法第 37 条第 3 項第 1 号(国等に対する寄附金)の国等に対する寄附金には該当しないことに留意する。</p>	<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>8 - 4 - 9 日本中央競馬会、日本政策投資銀行等のように全額政府出資により設立された法人又は地方公共団体の全額出資により設立された法人に対する寄附金は、法第 81 条の 6 第 3 項(連結事業年度における指定寄附金等)に規定する法第 37 条第 3 項第 1 号(国等に対する寄附金)の国等に対する寄附金には該当しないことに留意する。</p>

十七 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税及び地方法人特別税の損金算入の時期と認容額の調整計算)</p> <p>8 - 5 - 2 当該連結事業年度の直前の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 8 - 5 - 2 において「直前年度」という。)分の事業税及び地方法人特別税の額(8 - 5 - 1 により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。)については、8 - 5 - 1 にかかわらず、当該連結事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定がされていない場合であっても、当該連結事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該連結事業年度の法人</p>	<p>(事業税の損金算入の時期と認容額の調整計算)</p> <p>8 - 5 - 2 当該連結事業年度の直前の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 8 - 5 - 2 において「直前年度」という。)分の事業税の額(8 - 5 - 1 により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。)については、8 - 5 - 1 にかかわらず、当該連結事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定がされていない場合であっても、当該連結事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該連結事業年度の法人税について更正又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、各連結法人の直前年度の個別所得金額（直前年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の所得金額。以下8-5-2において同じ。）又は収入金額に標準税率を乗じて計算した額の合計額に、<u>地方法人特別税の額は、当該事業税の額（地方税法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等））に掲げる法人（以下8-5-2において「外形標準課税法人」という。）にあっては、直前年度の個別所得金額に地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下8-5-2において「暫定措置法」という。）第2条（法人の事業税の税率の特例）の規定により読み替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第1号ハ（事業税の標準税率等）に係る率を乗じて計算した額）に暫定措置法第9条（税額の計算）に規定する税率を乗じて計算した額の合計額によるものとし、その後当該事業税及び地方法人特別税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税及び地方法人特別税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p>(注)1 個別所得金額とは、法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額をいう。</p> <p>2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>外形標準課税法人 暫定措置法第2条の規定により読み替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率又は同条第3項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率による。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">に掲げる法人以外の法人 暫定措置法第2条の規定により読み替え</p>	<p>決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、各連結法人の直前年度の個別所得金額（直前年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の所得金額）又は収入金額に標準税率を乗じて計算した額の合計額によるものとし、その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(注)1 個別所得金額とは、法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額をいう。</p> <p>2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>地方税法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人 同法第72条の24の7第1項第1号イ（事業税の標準税率等）の標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率又は同条第4項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率による。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">に掲げる法人以外の法人 地方税法第72条の24の7に係る標準税</p>

て適用される地方税法第72条の24の7に係る標準税率（同条第1項第1号又は第3項第1号に係る標準税率を除く。）による。

3 直前年度分の事業税及び地方法人特別税の額の損金算入だけを内容とする更正は、原則としてこれを行わないものとする。

（適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税及び地方法人特別税の損金算入）

8 - 5 - 3
事業税及び地方法人特別税.....

率（同条第1項第1号又は第4項第1号に係る標準税率を除く。）による。

3 直前年度分の事業税の額の損金算入だけを内容とする更正は、原則としてこれを行わないものとする。

（適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税の損金算入）

8 - 5 - 3
事業税.....

十八 負担金

改 正 後	改 正 前
<p>（負担金の使用期間）</p> <p>8 - 7 - 1「公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の定款、.....</p> <p>（注）1 2</p> <p>（特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲）</p> <p>8 - 7 - 2 行政指導等に基づき公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行う構造改善事業 </p>	<p>（負担金の使用期間）</p> <p>8 - 7 - 1「公益法人等の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等の定款、.....</p> <p>（注）1 2</p> <p>（特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲）</p> <p>8 - 7 - 2 行政指導等に基づき公益法人等が行う構造改善事業 </p>